

## 海老名市イメージキャラクター着ぐるみ貸出取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、海老名市のイメージキャラクター「えび〜にゃ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出をする場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であれば、業務に支障を及ぼさない限度において、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 市内で活動する団体又は企業
- (2) 市外で活動し、海老名市をPRするために使用する団体又は企業

### (使用の申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、着ぐるみを使用する日の属する月の3ヶ月前の月の1日から貸出日の7日前までの期間に、海老名市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本市の機関が使用するとき。
- (2) 本市に存する公共施設の管理者が公共の目的で使用するとき。
- (3) その他、市長が適当と認めたとき。

### (使用の承認)

第4条 市長は、前条の着ぐるみの使用申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認する。

- (1) 営利を目的として使用するとき又は使用のおそれのあるとき。
- (2) 海老名市の品位や「えび〜にゃ」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみを汚損又は破損するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により貸出を承認する場合、海老名市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し、条件を付することができる。

（貸出方法）

第5条 貸出しに伴う搬出及び搬入は、着ぐるみの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が行うものとし、それに係る経費は使用者の負担とする。

2 使用者は、市長が定めた場所で着ぐるみを受け取り、使用後は市長が定めた場所に速やかに返却しなければならない。

3 着ぐるみの貸し出しは、1事業につき1体とする。

4 使用者は、海老名市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式）の提示をもって着ぐるみを受け取るものとする。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみの貸出期間は、原則3日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間内に返却すること。
- (3) 他に転貸しないこと。
- (4) 海老名市イメージキャラクター着ぐるみ装着マニュアルを確認した上で使用すること。
- (5) 使用前には、事前に必ず市職員から講習を受け、動き方を習得すること。
- (6) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の報告)

第9条 使用者は、着ぐるみの貸出期間満了日から10日以内に海老名市イメージキャラクター着ぐるみ使用報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用の取消)

第 10 条 市長は、使用者が第 8 条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用を承認しない。この場合において、使用の取消しを受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、海老名市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認取消書（第 4 号様式）により使用者に通知する。

（原状復帰）

第 11 条 貸出期間中に着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又は修復を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、貸出期間中に修理又は修復が困難な状態まで破損した場合は、使用者が実費弁償しなければならない。

（使用者の責任）

第 12 条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えたときは、使用者が責任を負う。

（補則）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

《平成 24 年 9 月 1 日制定》

《平成 26 年 3 月 13 日一部改正》

《平成 28 年 6 月 2 日一部改正》

《令和 3 年 7 月 1 日一部改正》